

答申第32号

鎌公審査第 28 号

平成13年1月26日

鎌倉市長 竹内 謙様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在決定処分に関する異議申立てについて(答申)

平成12年5月15日付けて諮問(第38号)された「市起債台帳中の整理番号397番及び550番の欠番の理由の分かる文書」の不存在の件について、次とおり答申します。

1 審査会の結論

「市の起債台帳中の整理番号397番及び550番の欠番の理由の分かれる文書」(以下「本件文書」という。)については、当該公文書は存在しないことが認められるので、実施機関が行った公文書不存在処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、鎌倉市長が平成12年3月7日付けで行った本件文書に関する不存在処分の取り消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

7 市債台帳は、鎌倉市財務規則第110条の規定によれば、「財政課長が記録し、管理しなければならない。」とされ、「財政課において作成しているもの」とは違い、この規定は市債台帳の重要性を示すものに外ならない。

イ 市債台帳の整理番号を「欠番とする」事務作業は、仮に欠番が不作為（入力ミス）によるものであれば、単なる入力ミスで済まされるものではなく、作為によるものであれば、何らかの理由によって「欠番とする」処理を行ったものと考えられる。

ウ 地方自治法や地方財政法等には市債台帳の記載についての定めはないが、「整理番号は単なる事務処理上の便宜的なもの」と解するほど軽易なものではない。欠番とするに足る理由は、自ら「不作為によるもの」あるいは「作為によるもの」に存するものであって、そこに違法性はないとしても「便宜的」に欠番としたのであれば、「事務処理」が安易に行われたものと考えざるを得ない。

エ 「欠番の理由」については、財政課長の管理監督責任において開示されるものであって、「欠番となっている前後の番号から、欠番としたと思われる年度の記録等を検索し」たが、「残って」いなかったのであれば、「鎌倉市公文書公開事務取扱要領」第4の5「公文書は存在しないが、他の情報を整理・加工することにより」、すなわち、当該事務作業当時の財政課長などから欠番の理由を聴取することによって情報提供は可能であるものと考えられ、公文書不存在処分とすることは、余りにも機械的に過ぎると言わざるを得ない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

市債台帳は、鎌倉市財務規則第110条の規定に基づき財政課で作成しているもので、現在は借入れごとにパソコンに入力することにより調製している。

市債台帳の「整理番号」は、調製作業の過程で、起債年度ごとに前年度末の整理番号から引き続き連番で登録していたが、どの起債について「整理番号」を何番とするかは一連の事務作業の中で行われるにとどまり、欠番にすることも含めこの作業の決裁手続きは行っていない。これは、地方自治法や地方財政法等に市債台帳として記載すべき内容の定めはなく、「整理番号」は単なる事務処理上の便宜的なものと解されているためである。

又、欠番となっている整理番号の前後の番号から、欠番としたと思われる年度の事務作業の記録等を検索したが、本件文書に相当するものは何も残っていない。請求の対象となっている文書は作成された形跡もなく、存在していない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取し、審議を進めた結果、次のように判断した。

- (1) 鎌倉市公文書公開条例第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書」であって、「当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。そこで、当該異議申立てにおいては、本件文書が存在しているか否かの問題となる。
- (2) 市債台帳は、鎌倉市財務規則の規定に基づき財政課長が記録し、管理することになっており、起債の対象事業、借入金額、利率、償還期間等の項目が記載されているもので、その整理番号は、昭和62年度にパソコンを導入する際に、台帳の調整作業の中で起債年度ごとに付けられたものである。
- (3) 実施機関によると、欠番となった整理番号397番の前後の番号は昭和43年度、昭和44年度に、又、550番の前後の番号はそれぞれ平成3年度に付けられたもので、欠落した経緯について、その当時事務に携わった職員に聞き取り調査を行うとともに、事務作業を記録した文書を捜索したが、その存在は確認できなかったとのことである。
- (4) 各々の市債については、返済に当たって市債台帳、融資金債還元利金請求書等の関係証書類と突き合わせのうえ手続きするものであり、台帳の漏れ、重複等があれば、その都度確認できる事務処理となっている。今回の場合で検証してみても、償還計画どおり遗漏なく返済されており、市債の記録自体が欠落あるいは重複している事実はないものと認められる。したがって、欠番が生じた理由としては、昭和62年度当時の電算処理を導入した際に、既に返済が終了しているものを入力したり、重複入力したものを削除したため欠番が生じたことなどが考えられるが、そのことによる事務処理上の影響はないとして文書記録は残さなかったものと推測できる。
- (5) 以上のことから、本件文書は、公文書として存在しないことが認められるので、結論において不存在処分は妥当と判断する。

5 付帯意見

市債台帳は、市債の実態を示すものであることから、その管理、保存は慎重になされなければならない。したがって、今後の事務処理においては、欠番などが生じた場合にその理由を説明できるような何らかの記録を残すなど、より適切な措置が必要であると考える。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|-----------|--|
| 12. 5. 15 | 質問(質問第38号) |
| 5. 29 | 実施機関に対し不存在理由説明書の提出を要請 |
| 6. 6 | 実施機関から不存在理由説明書を受理 |
| 6. 14 | 異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出を要請 |
| 6. 28 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 6. 29 | 実施機関に意見書の写しを送付 |
| 9. 27 | 審議(異議申立人から意見陳述を受ける) (実施機関から不存在理由の説明を聴取) |
| 10. 24 | 審議 |
| 11. 29 | 審議 |
| 12. 19 | 審議 |
| 13. 1. 16 | 審議 |
| 1. 26 | 答申 |